

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	No.2534 2019年 10月17日	職場環境改善も待ったなしの課題！ 災害対応を見据えた人員配置に向け、職場からも要求をあげていこう
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

2019確定闘争②

実感できる「働き方」改善を 超勤上限・客観的勤務時間把握の検証と対策強化求める

2019確定闘争では、人員確保・長時間労働（超過勤務）の是正も重要な課題だ。本年4月から超過勤務の上限設定・客観的勤務時間把握（総務事務システム「退勤ボタン」での退庁登録等）が導入され、半年が経過した。諸制度が導入されても実際の「働き方」は改善されていない（実感が持てない）現状であり、制度検証と一層の是正が求められる。



制度導入趣旨と外れた運用にはレッドカードを！

各職場では、超勤上限に到達しそうな時に超勤命令を控える、早朝出勤して業務をこなす等の「隠れ超勤」の実態など本末転倒の事態も散見されている。さらに予算を理由とした超勤命令の抑制も見受けられるなど、本来の働き方改革とは程遠い。労働基準法違反を繰り返す職場環境の是正こそ求められる。客観的な勤務時間把握では、勤務時間把握で得た勤務実績と超勤命令実績を突合し、乖離がある場合には超勤実績の修正を行うよう求めているが、職場での取り組みは十分と言えず、制度が活かされていない。

当局に対して勤務時間管理の徹底、超過勤務の満額支給と超勤予算の適正配分（不足時の補正予算の確保）を求めていく。台風19号災害復旧対応も重なり、加重労働が危惧されることから、一層の対応（職員の負担軽減、超過勤務予算の一層の確保等）を求めていく。

4月25日総務部長交渉時には、超勤上限を巡り「本来は上限に収まる超勤となるように職場環境改善を行うことにある」と訴え、当局に対して取り組み状況の検証を求めた経緯がある。これらの課題を踏まえながら、主に次のポイントで交渉を進めていく。

【主な交渉のポイント】

- 超勤上限導入に伴い現場で生じている諸課題を追及し、当局に実効力ある是正策を求める
（趣旨を逸脱した職場運用の改善、超過勤務の適正支給、少なくとも超勤上限以内に収まるための人員増の職場環境の改善、他律的業務部署指定の早期解消に向けた人員体制の確保）
- 客観的な勤務時間把握の数値と超勤実績（命令）が乖離している場合の確実な是正を求める
（超勤実態と確認された場合は、超勤命令の是正・超勤手当支給が必要。超勤実績を踏まえた人員増）
- 超過勤務予算の不足実態を踏まえた超勤予算の増額配分（各所属への配当を含む）
- 最低でも年次休暇年5日以上使用できる職場環境の改善

人員確保 各職域での人員確保を

超勤課題と併せて人員確保の取り組みも重要な課題。早期の欠員解消とともに、職場実態を踏まえた増員が求められる。

右表は7月5日に取りまとめた分会基礎調査の中間集計の概要である（調査率48%）。要求人員は211人と欠員数（4月時点81人）を超えて人員が不足している実態が明らかになっている。総合土木、保健師、普及指導員をはじめ各分野における専門職の確保策や、育休代替職員の確保などを含め交渉で求めていく。

人員確保は、各職域での取り組み強化も重要となることから、各職域別にも所管部局への要求・交渉を通じて、来年度組織・定数への反映を求めていく。

2019分会基礎調査中間集計

	県庁	盛岡広域	県南広域	沿岸広域	県北広域	合計
事務企画	5		6	4	2	17
事務用地			6	5	2	13
事務税務	1		4	3		8
事務その他	6	9	11	12	2	40
専門土木	16	4	23	19	3	65
専門保福		6	4	4	1	15
専門普及		2	2	2		6
専門企画			7	1		8
研究員		16	3	7		26
現業			1			1
専門他	3	1	4	2	2	12
合計	31	38	71	59	12	211

赴任旅費 県内異動でも移転料改善を

来年度定期人事異動に向けた作業が進められている。今年の定期人事異動では、引っ越し価格の高騰も相俟って、住居を転居せざるを得ない職員に対して多額の自己負担を強いられた。

赴任旅費の移転料は鉄路を基準に算定されているが、引っ越し費用の高騰に対応できていない。昨年の交渉の結果、県外異動者への赴任旅費の特例が設けられたが、県内でも住居の移転を伴う遠距離異動も相当数あり、県内異動に対する措置も必要といえる。来年度の定期人事異動で同様の多額の自己負担が発生しないよう、移転料の改善を強く求めていく。

併せて、沿岸部をはじめ居住地確保が困難な状況が継続しており、来年度の人事異動を見据え、当局責任での公舎確保・老朽化した公舎修繕を強く求めていく。

台風災害 被災の組合員は書記局にご相談ください

台風19号は県内各地に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆さんにお見舞い申し上げます。また災害対応に尽力されている皆様に敬意を表します。ご自宅などが被災された組合員にあっては、速やかに県職労・各支部書記局にご相談ください。

じちろう共済（火災共済・自然災害共済）加入の方には、じちろう共済での補償対象となるかを含めて迅速に確認・相談対応できる体制としています。

その他、お困りのことも県職労にご相談をお願いします。可能な範囲で組合員の皆さんのご相談に対応いたします。